

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第

卷四十三第

行發日一月一年七和昭

新年特別號

非募債主義の考察……………法學博士 神戸 正雄

精神科學の新分類論吟味……………文學博士 米田庄太郎

景氣に於ける勢力の作用……………文學博士 高田 保馬

穀物專賣論……………經濟學士 八木芳之助

會計學の本質と其の問題……………經濟學士 蜷川 虎三

長期景氣波動の研究……………經濟學士 柴田 敬

魚食論……………法學博士 財部 靜治

經營經濟學に於ける認識目的の規範者……………經濟學士 大塚 一朗

貨幣價值安定より見クレヂットに就いて……………經濟學士 松岡 孝兒

徳川時代諸藩の國產會所に就いて……………經濟學士 堀江 保藏

商人排除の傾向に就て……………經濟學士 谷口 吉彦

經濟學の認識主觀としての實踐哲學者……………經濟學博士 石川 興二

土佐藩に於ける育子令に就て……………經濟學博士 本庄榮治郎

企業の競争……………經濟學博士 小島昌太郎

英米の所得稅……………經濟學博士 沙見 三郎

新着外國經濟雜誌主要論題……………

(禁 轉 載)

英米の所得稅

汐 見 三 郎

第一緒 言

若槻内閣が昭和七年度に實行せんとした稅制整理は、財界惡化のために始めの意氣込に反し、單なる増稅に止まり、根本的の整理に及ばなかつたのである。犬養内閣が若槻内閣に代るや一切の増稅計畫を放棄すると宣言してゐるのであるから、犬養内閣は昭和七年度に於ては租稅に就ては全く無爲なりと云つても差支なからう。然し二三年の中には我國の租稅制度にも根本的整理を行ふべく、而も所得稅の整理は其の最も重要なものの一である。

所得稅は今や世界の文明諸國に普及してゐる。従て我が所得稅の整理を行ふに當つても、世界各國の立法を参照する必要がある。獨逸の所得稅、佛蘭西の所得稅、伊太利の所得稅がいづれも特徴を有し、注目に値する事は云ふ迄もない。同時に英語を話す國民の所得稅も之を無視するを得ない。これ余が茲に英米の所得稅を研究する所以である。

我國の所得稅の整理は株式配當金課稅問題を中心として論ぜられ、更に國債利子課稅問題に及んだのであつた。而して日本經濟聯盟會其他の調査機關では源泉課稅主義を採用する事によつ

て、株式配當金に軽く課税せんとし、其の根據として英米の所得税法を援用したのであつた。¹⁾ 然し Pitt や Peel の時代は暫くこれを措き、現行の英米の所得税は論者の云ふが如く果して純粹の源泉課税主義を採用してゐるのであらうか、脱税の目的を以て資本の逃避が行はれると云ふ英國は果して大資本家の樂天地であらうか。これ英米の所得税を學問的に研究する必要ある所以である。一部の實業家は不景氣打開策として株式配當金の源泉課税と金輸出再禁止との二つの方法を主張したのである。金輸出再禁止運動は遺憾乍ら成功し、我財界の將來に大なる禍を残さんとし、更には此等の人々は英米の所得税を援用して株式配當金の源泉課税と云ふ第二の手段に着手するかも知れない。然し、金輸出再禁止の過失を更に源泉課税に於て重ねる事は斷然これを斥けねばならぬ。蓋し源泉課税それ自體が不合理のみならず。英米の所得税も決して論者の云ふが如きものでないからである。

英米の所得税と一概に之を扱ふ人があるが、兩者は似てゐる處もある代りに、歴史的に見て、現状に於て、又株式配當金課税の問題に於て異つてゐる處もある。茲には Seligman²⁾ Spaulding³⁾ の如き英米人の研究の外に最近に發表せられたる Arendt⁴⁾ 又は Strecke⁵⁾ の如き獨逸人の著書をも參考し、英米の所得税を研究したのである。

第二 英米の所得税の發達

- 1) 東洋經濟新報(昭和6年7月11日)。
- 2) The Income Tax 1914.
- 3) The Income Tax in Great Britain and the United States 1927.
- 4) Entwicklung und innerer Aufbau der englischen Einkommensteuer 1931.
- 5) Die Bundes-Einkommensteuer der Vereinigten Staaten von Amerika 1931.

英米の所得税と云つても、英國の所得税は世界の所得税の中で最も古きものとせられ、米國の所得税は最も新しきものの一つに數へられてゐる。即ち前者は多年の歴史的発展に伴ひ出來たものであつて、後者は世界大戰直前に始めて作られたものである。従て兩者は歴史的に見て其の發達を全く異にしてゐるのである。

一 英國の所得税の發達に就ては、嘗て武田英一學士が研究せられし事もあり、我財政學の著書の中でも阿部賢一博士の如きこれに簡潔なる説明を加へられた事があつたが、茲には Seligman⁶⁾ 及び Arendt⁷⁾ に基き研究を進める。便宜上英國の所得税の發達の時期を四つに分つ。第一期は一七九九年乃至一八四二年であつて、所得税が戰時税として成立し英國の財政機構としては單に一時的のものに止まつてゐたのである。第二期は一八四二年乃至一八七五年の期間であつて、所得税を恒久税にせんと努力したが、其結果として人税としての所得税の本質が失はれて寧ろ收益税となつた時期である。第三期は一八七五年乃至一九一四年の期間にして所得税が收益税たる性質を脱して本當の所得税となつた時代である。最後の第四期たる世界大戰中及び其後の時代に於ては、所得税は一方には戰時税として英國の戰時財政を助けたのであつたが、他方には第三期よりの所得税完成の目的を殆んど達せんとしてゐるのである。

(1) 第一期は一七九九年に始まる。當時英國にては對佛戰爭のために巨額の經費を要し、三階段税 (Triple Assessment) を採用したのであつた。然るに三階段税の收入がおもはしからず、一

6) 英國所得税小史(國民經濟雜誌 第29卷, 第4號, 第6號).
7) 財政學, 388—392, 398.
8) P. 57—222.
9) S. 1—12.

七九九年に *Peel* がその代りに所得税を採用したのが英國所得税の最初のものである。此の所得税は所得を受くる人に総合課税し、申告主義を取り債務を控除せしものであつて、かなり進歩した税法であつた。更にこの所得税は六十磅の最低生活費、二百磅までの累減率、子供に對する控除を定めてゐた。然し此の所得税は申告義務を伴ひ私人の所得關係を暴露する檢察官式のものであるとして批難せられ、戦争が終ると共に一八〇二年に廢止せられたのである。

一八〇三年に再び戦を開くや *Addington* は所得税を再び採用したのである。然し申告義務を伴ふ以前の立法と異り源泉課税方法を採用したから、實質的に云へば所得税的色彩を帯びる収益税の集合したるものに變じたのである。其結果として所得税の性質は多分に失はれたが、財政上は相當の成績を擧げる事が出来た。かの井上辰九郎博士が「源泉課税は英國でやつてゐます。英國は最初総合課税だつたのですが、申告がうまく行かなかつたので、源泉課税に改めたのです。」¹⁰⁾と云つてゐられるのは、この當時の歴史的事實を指すのであつて、現行の英國所得税とは餘程の距離のあるのは勿論である。其後一八〇五年と一八〇六年とは税率の改正が行はれ、一八一六年にナポレオン戦争の終ると共に所得税は全く廢止せられたのである。

(2) 第二期は一八四二年に始まり、一八七五年に至る期間である。一八四二年に印度に叛亂起るや三ヶ年の期限の下に新しき所得税が採用せられたのである。此の所得税は *Robert Peel* の發案にかかり、社會政策的方面には一向考へを廻らしてゐないが、源泉課税主義を採用し、脱税を

10) 東洋經濟新報(昭和6年7月11日)。

少くし徴稅費を減せんと努力した點に於て財政上注目すべき立法である。一八四二年の所得稅が英國の恒久稅としての最初の所得稅であつて、一九一八年まで收益稅的所得稅とし、英國の所得稅法の基礎をなしてゐたのである。

元來、一八四二年の所得稅は非常稅として起されたものであるから、一七九九年及び一八〇三年の所得稅と同様に一定期間の後に全廢せられる豫定であつた。Gladstone の如きも所得稅の稅率を漸次低めて行き將來國家非常の際に増稅し得る餘裕をおかんとしてゐたのである。然るにクリミア戰爭の勃發すると共に、所得稅を漸次廢止せんとするの希望は全く失はれたのである。かくして一八六三年に稅率を統一し、恒久稅としての基礎を固めたのである。即ち、從來の小所得額に於て累減稅率を採用してゐたのにかへて、一〇〇—二〇〇磅の所得には六〇磅の控除を行ひ、更に一八七二年以來は二〇〇—三〇〇磅の所得に八〇磅の控除を行ふ事としたのである。所得稅を除かんとする企てが全く失敗に歸し、逆に所得稅は財政收入の主要部分を占め、英國の財政の機構を所得稅が特色づける事となつたのである。

(3) 第三期は一八七五—一九一四年の期間であり、英國の所得稅が收益稅の色彩を脱し、眞の意味の所得稅に近づかんとしたのは、この期間である。英國の産業革命が完成し、英國が世界の銀行家として世界の富を掌握するに至るや、從來の如く間接消費稅を中心として大衆に租稅を負擔せしむる以外に、所得稅に改正をほどこし力ある者に重く課稅すべしとの要求が生じたのであ

る。而して此の要求は差別課税、累進課税、最低生活費免税、控除査定の方法により達せられたのである。

所得税の課税最低限は一八七六年に一五〇磅に一八九四年に一六〇磅に引上げられ、それと共に小所得に對してもそれぞれ控除金額の變更があつた。一八九四年には妻の勤勞所得に對して特別の控除が規定せられたのである。一九〇六年に *Dikes* が委員長となり所得税調査委員會を作り、其の報告に基き翌一九〇七年に *Asquith* が勤勞所得の輕課の立法を提案したのである。即ち年所得額二千磅以下の時には、勤勞所得に輕き税率を適用する事を定めたのである。

小所得輕課、大所得重課の此の立法は當時の英國の所得税に於ては脱税を獎勵する結果となるが故に、一九〇六年に更に所得税調査委員會を作り、其の結果として三種の對案を得たのである。同年 *Lloyd George* は所得税調査委員會の第二案を採用し、從來の源泉課税主義を原則とする分類所得税の外に超過所得税 (*Super tax*) を設けて五千磅を越ゆる所得を有する個人に比例税率を課する事としたのである。更に子供の控除、勞働所得の輕課、夫婦者の輕課等種々の主觀的要素が從來よりも一層多く加味せられる事となつたのである。

一九一四年世界大戰直前に勞働所得、財産所得に累進税率を採用すると共に、超過所得税に於ける税率も七階段の累進税率を採用する事となつたのである。かくして英國の所得税は収益税の衣を脱して純粹の所得税に變化したのである。

(4) 第四期は世界大戦中及び其以後の時期である。此の期間に英國の租税制度の中心は消費税を去つて所得税に移つたのである。英國の所得税は一八四二—四三年には全經費の僅か六・八パーセントを占めてゐたのに、一九一—一二年には二三・一パーセント即四分の一を支辨するに至つたのである。而して世界大戦起るや、所得税はその最も有力なる財源となつたのである。然し従來の如く單に税率を動かす事のみにより所得税の増收をはかる事は不可能となり、内容的の改正と共に増收を生ずる方法をとつたのである。即ち第一に普通所得税の免税點を引下げ、第二に普通所得税の税率を高め、第三に超過所得税の最低限を下げ、第四に超過所得税の累進階段の刻みを多くし、第五に賃貸料所得の算定を改める方法をとつたのである。かくして所得納税者の數が約二倍となつたが、その収益は一九一三—一四年の四千三百五十萬磅から約七倍して一九一八—一九年には三億三百六十萬磅に増加したのである。

世界大戦中は軍事關係者の負擔を軽くする目的で種々の一時的立法が講ぜられたが、同時に負擔能力に應じて課税する種々の根本的立法が行はれたのである。これは世界大戦後にも引つづき所得税の中に取り入れられたものであり、遂に一九一八年に所得税に關する統一的法規を作り、一八四二年以來修正に修正を重ねた所得税法を組織的にまとめたのであつた。此の所得税法は勤勞所得輕課、小所得の免税又は輕課、妻の所得の輕課、其他子供を扶養する家族に關する斟酌等を規定し、極めて社會政策的のものである。この所得税法を毎年の財政法が修正して現行法が出來

てゐるのである。尙ほ超過所得税 (Super tax) は一九二九年に附加所得税 (Sur tax) と名を變へたのである。

二 米國の所得税は州税 (States income tax) として初めて發達し、聯邦税 (federal income tax) としては常に失敗の歴史を繰り返したのである。又州税それ自體も久しく財産税の爲めに其の地位を奪はれたのであつた。然るに一九一一年に制定實施せられしウイソコンシン州所得税が成功を収めた結果として、一九一三年には聯邦所得税が制定せられ、又其後各州に於ても州所得税が採用せられ、今日の米國に於ては所得税は聯邦及び各州を通じて重要な租税となつてゐる。

聯邦所得税に就いて特に注意すべきは聯邦所得税と米國憲法との關係である。米國憲法第一條にある次の二つの規定が重要である。

(1) "Congress shall have power to lay and collect taxes, duties, imposts and excises, to pay the debts and provide for the common defense and general welfare of the United States; but all duties, imposts and excises shall be uniform throughout the United States."

(2) "No capitation, or other direct, tax shall be laid, unless in proportion to the census or enumeration hereinbefore directed to be taken."¹¹⁾

所得税を若し直接税なりと解すれば聯邦は直接に之を課するを得ず、先づ州に課し而して州が國民に課税する方法によらねばならぬ。若し所得税を直接税ならずとせば聯邦がこれを國民に課し得るのであるが、其の課税は均一たるべく累進税率を採用する事をゆるさないのである。この

11) Seligman, p. 531.

憲法の二つの條文を中心にして聯邦所得稅に對する爭が重ねられたのである。

米國の聯邦所得稅の發達に就ては、内池康吉博士が説明せられ¹²⁾更に州所得稅については藤谷謙二學士¹³⁾が紹介してゐられるが、茲には専ら Seligman¹⁴⁾ 及び Strecke¹⁵⁾ に從ひ研究を進める。南北戰爭時代の聯邦所得稅より一九一三年の新立法に至るまでを第一期とし、世界大戰開始後より今日までを第二期とする。

(1) 第一期は南北戰爭當時より世界大戰前までである。一八一四年に J. Dallas が聯邦所得稅を起さんとして失敗したが、南北戰爭の時に始めて聯邦所得稅が採用せられるに至つたのである。一八六一年八月五日に聯邦は最初の所得稅法を定めたが、遂に實行に至らなかつた。一八六二年七月一日に所得稅の先驅となるべきものが定められたが財政需要を充たすに足らず、一八六四年六月三日に新稅法が實行せらるる事となつた。此の新所得稅法に於て累進稅率をとるか比例稅率によるかが大問題となり、累進稅率は富に對する罰であるとか、財産の沒收となるから結局脫稅を促すに過ぎずとか云ふ議論も行はれたが、下院も上院も累進稅率を承認する事となつた。

此の所得稅は當時の實情に適しない處があつた。第一に所得稅そのものが檢察官式の性質を帯びてゐる。加ふるに累進稅率、所得稅申告の公開、脫稅等の事實が所得稅を益々不人氣のものにしたのである。従て南北戰爭の終了と共に直ちに廢する筈であつたが、只財政上の事情よりして漸次廢止する事となつたのである。其後財政狀態が良好となつたので、一八七一年に至り全く之

12) 合衆國に於ける所得稅法の制定(國民經濟雜誌, 第16卷, 第3號).

13) 米國各州所得稅の實績(經濟時報, 第1卷, 第6號).

14) P. 367-704.

15) S. 1-47.

を廢止し、かくして所得税は聯邦の税制より暫く消滅したのである。其後約二十年にして聯邦所得税が再び問題となつて來たのである。蓋し米國は元來農業國であつたが、急激に商工業が發達し、租税も農業中心より商工業中心に移らねばならなくなつた。然るに當時の米國の租税は關税か、然らずんば不動産中心の租税であつて、商工業者の負擔に比し農業者の負擔が不相應に重くなつてゐたのである。茲に負擔の公平を圖る上よりして所得税を設けんとの意見が出て來たのである。遂に一八九四年八月二十七日に聯邦所得税を新たに定め、一八九五年より實施の筈であつたが、同年に高等法院が所得税を以て直接税なりとし、從て此種の聯邦所得税は憲法違反なりとの解釋をとつたのである。一九〇九年六月十二日 *McCray* 大統領は憲法改正の提議をなすと同時に一九〇九年八月五日に法人税を起したのである。一九一一年三月十三日高等法院は法人税を適法と認め、先づ法人税が所得税の先驅として實施せらるゝ事となつたのである。遂に一九一三年二月二十五日 *Wilson* 大統領は憲法を改正し、茲に直接税としての聯邦所得税が成立する事を妨ぐる憲法の條文が消滅したのである。

一九一三年十月三日より行はれたる聯邦所得税は個人所得税と法人所得税とに分れ、個人所得税は更に普通所得税 (Normal income tax) と附加所得税 (Additional income tax) とよりなつてゐる。普通所得税及び法人所得税は比例税率を採用し、附加所得税は累進税率を適用してゐる。これが恒久税として成立し且つ憲法違反の疑なき最初の聯邦所得税である。

(2) 聯邦所得稅は米國の世界大戰參加前に已に相當の額に達し、大戰參加準備の財源は實に所得稅に仰いだのである。參戰直前即ち一九一六年九月八日に米國は第二次の所得稅を定めたのである。此の稅法は一九一三年の稅法と大體に於て類似してゐるが、普通所得稅と會社所得稅との稅率は一%より二%に引上げられ、附加所得稅は從來通り超過額累進率を採用したが、最初の最高稅率六%を一三%に改めた。更一九一七年十月三日に所得稅の稅率を改正して增收をはかり、其の結果として一九一六年には所得稅が總經常收入の三二パーセントであつたものが、一九一七年には六六パーセントとなつたのである。一九一三年に全經常收入の四パーセントなりしに比較すれば隔世の感がある。更に一九一八年には一層の増稅を行つて戰時財政に備へ、それが一九二一年にまで及んだのである。世界大戰の時に於ける米國の戰時財政は、所得稅と戰時所得稅とによつて支辨せられてゐたと云つても過言ではない。

世界大戰による所得稅の増額は米國財界に可なりの影響を與へ、經費を節約して所得稅を輕減すべき事が唱へられた。先づ一九一九年に經費節減を企ててならず、一九二〇年には經費節約を行つたが所得稅輕減には及ばず、漸く一九二一年より所得稅の緩和に進んだのである。一九二一年五月 Mellon がなしたる提議に基き、一九二一年財政法は租稅制度全體に改正を加へ所得稅の稅率を低減する事としたのである。然し此の改正は世間の期待に反し極めて微温的のものであり、特に附加所得稅の輕減の點に於て失望を與へたのである。

一九二四年の財政法にては更に Mellon 案を採用し、所得稅の稅率に少數の階段を設け、附が所得稅の稅率を引下げ、其他個人事情の斟酌、勞働所得の輕課等の各方面に於て改正が行はれたのである。一九二六年二月廿六日の財政法により、所得稅は更に改正せられ、普通所得稅及び附加所得稅の稅率を引下げ、勞働所得控除の最高金額を高め、個人事情斟酌の程度を大にし、法人所得稅にも改正が加へられたのである。更に所得稅法を簡潔にする爲めに Tonto 委員會が組織せられ、其結果一九二八年五月廿九日の財政法により所得稅法に改正が加へられ今日に至つてゐるのである。此の改正は所得稅法の形式的體系を整へる外に實質的變更として法人所得稅に於ける稅率の引下げ其他の改正、勞働所得控除の規定の改正等が行はれたのである。

第三 英米の所得稅の構造

以上の如く英國の所得稅は一八四二年より今日に至る迄繼續してゐる世界最古の所得稅であつて、之に對し米國の所得稅は一九一三年に定められた最新の租稅であり、兩者共に其の發達を異にしてゐる。然し兩者は其の構造に於て共通點を有してゐる事も少くない。茲には英米の所得稅の構造の大體を説明する事とする。

一 英國の現行所得稅は一九一八年の所得稅法によつて規定せられ、其後毎年の財政法によつて改正せられてゐる。米國の現行所得稅は一九二八年五月二十九日の規定にかゝるものである。

義を多分に包含し、同時に社會政策的色彩を帯ぶるに至つたのである。

(2) 米國の所得税は法人所得税と個人所得税とに分れ、個人所得税は更に普通所得税と附加所得税とよりなつてゐる。

法人所得税に就ては個人所得税より高き税率を定め、全く取扱ひを異にしてゐる。

個人所得税の第一たる普通所得税に於いては前年の實蹟を基礎とし、其の總收入より必要なる經費を控除せる純收入を課税標準としてゐるのである。

普通所得税には更に各種の主觀的分子が加へられてゐる。

第一に勤勞所得に對しては、勤勞所得額に普通所得税の税率を適用して算出せる額の四分の一を總税額より控除してゐる。但し五千弗以下の個人所得は凡て之を勤勞所得と見なし、五千弗を超ゆる個人所得は少くとも五千弗を勤勞所得と見なし、更に三萬弗を超ゆる部分は之を勤勞所得と見なさざる事となつてゐる。

第二に課税最低限は獨身者に就ては千五百弗、家長及び夫婦同居者に就ては二千五百弗である。課税最低限も之と同じである。

第三に扶養家族の控除に就ては、十八歳未滿の者又は自治能力なき不具廢疾者一人に就き四百弗を差し引く事となつてゐる。

個人所得税の第二たる附加所得税は、其の總所得が一萬弗を超ゆる個人に課してゐるものである。

る。

二 上述の如く英國の所得税と米國の所得税とは其の構造を異にしてゐるから、單純に其の税率を比較した所で、租税負擔に關する明確なる判斷を下すを得ないのである。茲には兩國の所得税の刻み方を列擧するに止めて置く。

(1) 英國の普通所得税の税率は之を標準税率と呼び毎年財政法を以て定められる。而して最初の二百五十磅には標準税率の九分の四を適用する事となつてゐる。一九三〇—三一年度の税率は一磅に付四志六片即ち百分の二二・五である。更に英國の附加所得税の税率は一磅に付一志即ち百分の五より始まり、一磅に付七志六片即ち百分の三七・五に終つてゐる。試みに英國の普通所得税と附加所得税との税率をまとめ表はすと、次の結果を得るのである。

標準税率	二、〇〇〇磅迄の金額	一磅に付	四志六片(二二・五%)
二、〇〇〇磅を超える個人所得に對する税率			
二、〇〇〇磅を超え二、五〇〇磅に至る金額		一磅に付	五志六片(二七・五%)
二、五〇〇	三、〇〇〇	〃	五志九片(二八・七五%)
三、〇〇〇	四、〇〇〇	〃	六志六片(三二・五%)
四、〇〇〇	五、〇〇〇	〃	七志六片(三七・五%)
五、〇〇〇	六、〇〇〇	〃	八志(四〇%)
六、〇〇〇	八、〇〇〇	〃	八志六片(四二・五%)
八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	〃	九志六片(四七・五%)
一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	〃	一〇志(五〇%)
一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	〃	一〇志六片(五二・五%)

二〇、〇〇〇	〃	三〇、〇〇〇	〃	一一志 (五五%)
三〇、〇〇〇	〃	五〇、〇〇〇	〃	一二志六片 (五七・五%)
五〇、〇〇〇	〃	超過る金額	〃	一二志 (六〇%)

(2) 米國の所得税は個人所得税と法人所得税に分れ且つ個人の普通所得税が會社より受くる配當金に課税してゐない關係があるので、英國の様にまとめた税率を示すを得ないのである。個人普通所得税と個人附加所得税と法人所得税との税率を列擧すると、次の如くである。

個人所得税

(1) 普通所得税 最初の 四、〇〇〇弗 一・五%

次の 四、〇〇〇弗 三%

右超過額 五%

(ロ) 附加所得税

一〇、〇〇〇弗を超え	一四、〇〇〇弗至る金額	一%
一四、〇〇〇	〃	二千弗毎に一%宛を進む
二四、〇〇〇	〃	四千弗毎に一%宛を進む
六四、〇〇〇	〃	一七%
七〇、〇〇〇	〃	一八%
八〇、〇〇〇	〃	一九%
一〇〇、〇〇〇弗を超ゆる金額	〃	二〇%

法人所得税

一二%

三 最後に英米の所得税の課税物件に就て研究を進める必要がある。所得税の課税物件に就て重要な問題は國債の利子と會社より受くる配當金との二つである。

國債の利子に關しては米國に於ては課税しない事となつてゐる。英國にては之に反し普通所得税のC類に於て先づ課税し、且つ一定金額以上の所得者に就ては他の所得と綜合して附加所得税の累進税率を適用してゐるのである。

會社の配當金に關しては、米國にては法人所得税のみを課し、二重課税を避くる爲めに個人の普通所得税を課してゐないのである。然し附加所得税は會社より受くる配當金にも課する事としてゐるのである。従つて法人を利用して附加所得税を逃れんとするものを生ずるが故に、法人が利益を配當する代りに之を留保して以て株主の附加所得税を逃れしめんとする所には、其の所得の五〇%を附加所得税として徴收する事となつてゐる。

英國に於ては普通所得税は個人も法人も共に之を負擔し、附加所得税は個人のみ適用せられてゐる。従つて個人が會社より受くる配當俸給は、普通所得税にても源泉課税法により、附加所得税にても綜合課税法により徴收せられてゐる。然るに附加所得税が個人のみ適用せられてゐる結果、法人を設立し其の所得を個人に配當せず法人に留保して附加所得税を免れんとするものがある。此場合には其の留保所得が個人に配當せられたるものと看做して個人に於て課税する事となつてゐる。

第四 結 論

以上簡單乍ら英米の所得税が如何なる歴史を有し、如何なる現状にあるか、特に税率と法人課税この問題の真相を説明したのである。更に一九三〇—三一年の數字に基き、英米の所得税が其

の財政収入に於て如何に重要なる地位を占めてゐるかを見て次の表を得たのである。

	英 國 (千磅)	米 國 (千弗)	日 本 (千圓)
歳入總計	七八九、四四五	四、二二五、七二七	一、五五七、六八三
租 稅 收 入	六九四、五二〇	三、一〇〇、〇〇〇	八三五、〇四一
所 得 稅	三二四、五〇〇	二、四六〇、〇〇〇	二〇〇、六一六
	(所得稅以外の租稅收入としては、相續稅、印紙稅、消費稅、關稅、自動車稅等がある。)	(所得稅以外の租稅收入としては、相續稅、入場料稅及俱樂部稅、印紙稅、酒精稅、煙草稅、國稅等がある。)	(所得稅以外の租稅收入としては、地租、營業收益稅、資本利子稅、相續稅、酒稅、織物消費稅、關稅等がある。)

英國米國のいづれに於ても租稅收入の重心が所得稅に存し、現今の英米の財政は主として所得稅によつて維持せられてゐるのを知る事が出来る。我國の所得稅が歳入總計及び租稅收入に於て占むる地位は、英米に比して微々たるものである。

余の研究の結果によれば、論者が云ふが如く簡單に「英米では法人の課稅が軽い」とか、「日本の租稅負擔が最も重い」とか、「英米の所得稅には比例稅が行はれ、凡て源泉課稅主義である」とか云ふ風に問題を片付けるのは、少しく輕率でないかと思はれるのである。

第一に英米の所得稅と云つても、英國と米國とは其の所得稅の歴史及び現狀に於て異なる處のあるのを知らねばならぬ。

第二に英米いづれも所得税が租税収入の重心を占め、我國の如く所得税収入が酒税以下なるが如きと全く趣きを異にしてゐるのである。

第三に所得税の税率は普通所得税と附加所得税とを綜合して考へると相當重き負擔に上るのである。英米共に附加所得税は世界大戰前より存し只今では立派な恒久税となつてゐる。従つて所得税の負擔と云ふ以上は普通所得税と附加所得税との兩者を併せ考へねばならない。

第四に英國の普通所得税に於ては源泉課税主義と綜合課税主義とを併用してゐるが、英國の附加所得税及び米國の所得税に於ては綜合課税主義のみを採用してゐる。故に株式配當金及び國債利子の課税の問題に就ても、所得税全體を綜合して考ふれば英米の所得税は必ずしも輕いとは云ひ得ないのである。我國の所得税に於て國債の利子を百パーセント免税し、株式配當金に就き四十パーセント免税してゐるのと比較して考へると、可なりの相違を示してゐる。

要するに論者の考へる英米の所得税なるものは所得税的色彩を帯びる収益税を指すのであつて Pitt や Peel の時代の産物にして現行の英米の所得税とは相當の距離を有してゐる。かの英米の所得税の實例を援用して日本の所得税の輕減を叫ぶが如きは、見當ちがいの議論と云はねばならぬ。

以上は主として一九三〇—三一年度の英米の所得税に就て述べたのであるが、一九三一—三二年には兩國共に可なり思ひ切つた増税が行はれてゐる。従つて英米の現行所得税は決して負擔輕減論の資料を提供するものでなく、返つて、力あるものに重く課すべしと云ふ議論を裏書きする根據となるものである。